横浜山岳協会規約運用規程

第1条　1.本協会の加入・休会・退会は書面にて届出た後理事会の承認を必要とする。
2.休会を申し出ようとする団体は、理事会においてその理由を説明しなければならない。理事会にて休会が認められた場合会費は徴収しない。
3.年度の途中で加入する場合会費は月割りとする。年度の途中休会、退会する場合収められた会費は返金しない。

第2条　１，　賛助会員の賛助金は次の通りとする。
団体　　年額　1口　　１０，０００円
個人　　年額　1口　　１，０００円
２，　賛助会員は本協会の議決に加わらず、かつ役員に選出されない。
３，　賛助会員は、本協会推薦の旨を掲示することができる。
４，　賛助会員は本協会事業に参加できる他、登山に関する講師・指導者の派遣を要請できる。

第3条　本協会加盟団体の構成員が上部団体(神奈川県山岳連盟等)の役員または理事としてその事業運営にたずさわる場合は、あらかじめ本協会の推薦又は本協会へ連絡・報告する。

第4条　本協会の事業経費(旅費・会議費・参加費・謝礼等)の基準を次に定める。
１，本協会主催の市民ハイク
謝礼　４,000 円／日帰り、８,000／一泊二日、12,000 円／二泊三日
交通費、宿泊費　実費
２，会議費(理事会、総会等)
会議室借用料、印刷費、全額協会負担
会議参加のための交通費は個人負担とする。
３，協会主催の行事(映画会、講習会等、横山協祭り等)
機材運搬の為の車両費、タクシー代等　全額協会負担
役員交通費は個人負担とする。　謝礼及び上記以外は理事会の承認の上支払を認める。
尚他団体から(神奈川県山岳連盟、横浜市体育協会等)から支払われた謝礼、日当、交通費はすべて個人に帰属し、当協会への納入義務はない。

第5条　当協会の慶弔を次にさだめる
現職の▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫会長、理事、▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫▫本人及び配偶者に対して会長・理事長の判断で参列、花輪または生花、弔電等で弔意する。　慶事に関しては会長・理事長の判断で対処する。
但し、本協会との係わり合いにより会長・理事長の判断で例外も認める。

第6条　本協会は、年度内に会費未納入の団体および賛助会員を除名する事が出来る。

第7条　１，この規定は、理事会に於いて改正または廃止出来る。
２，この規定は、昭和４５年４月１日より施行する。
沿革　　平成 23 年 4 月　全面改正
平成 24 年 4 月　改正